

第三者評価結果シート・コピー（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人ふくてっく

②評価調査者研修修了番号

SK15202（S24156）
S15045
S15044
S24157

③施設名等

名称：	あおぞら
施設長氏名：	永野孝男
定員：	本体施設56名+地域小規模児童養護施設2箇所12名 計68名
所在地（都道府県）：	大阪府
所在地（市町村以下）：	岸和田市三田町614-1
T E L：	072-444-0100
U R L：	http://aozora-kids.net
【施設の概要】	
開設年月日	2008/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 阪南福祉事業会
職員数 常勤職員：	39
職員数 非常勤職員：	12
専門職員の名称（ア）	指導員・保育士
上記専門職員の人数：	29
専門職員の名称（イ）	心理士
上記専門職員の人数：	2
専門職員の名称（ウ）	栄養士
上記専門職員の人数：	1
専門職員の名称（エ）	調理士
上記専門職員の人数：	4
専門職員の名称（オ）	看護師
上記専門職員の人数：	1
専門職員の名称（カ）	事務職
上記専門職員の人数：	2
施設設備の概要（ア）居室数：	
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

運営理念・基本方針：笑顔と笑い声のたえない おうちづくり

⑤施設の特徴的な取組

児童養護の尊さを信念にぶれることなく、子どもたちの健全な成長に長らく実績を残されて来た阪南福祉事業会の力を結集して、平成20年に、より家庭的な環境での養育・支援を目指し、先駆的にユニット型児童養護施設を設立され、現在に至っています。
子どもたちが住まいやすく、明るく・元気よく生活ができるように「7つの小規模ユニット」を整備され、子どもの個性を大切に、養育・支援にはコンセンサス・ペアレンティング（CSP）の技法を取り入れ、実践されています。また、職員の配備については、これまでの大舎シフトが見直され、子どもへの時間を最大限確保しながら、職員のリフレッシュも考慮の上、働き方に融通の利く編成をとられ、働きやすい職場づくりに努められています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2017/12/28
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2018/3/12
受審回数	1
前回の受審時期	平成26年度

⑦総評

【特に評価される点】

<家庭的養護の促進に向けた施設の小規模化の実践>

先駆的な試みだった本体施設でのユニットケアは順調に推移しており、地域小規模施設も2ヶ所開設されています。10年目の節目を迎え、現状を見直してさらなる小規模ユニット化を推進すべく、将来構想やそのための体制構築を目指しておられる点が高く評価されます。

<子どもと向き合う姿勢を重視した多様な取組>

職員が大きく入れ替わった事情もあり、「つま先をきみに」と銘打った取組を今年度のテーマとして、職員が子どもと向き合う姿勢を徹底させています。月に1回、子どもと担当職員との個別の時間（お茶会）を設け、そこで担当者とゆっくり関わる機会が持てるよう配慮されています。また、食事前においては、半調理（厨房である程度の下ごしらえをしてもらった材料を各ユニットに運んでから調理する）という形で、各ユニットで職員が子どもと共に食事を作ることに取組んでいます。さらに、たくさんの習いごと（公文教室・書道教室・体操教室・ヨガ教室・学習塾）やクラブ活動（ダンスバトンクラブ・マラソンクラブ・バレーボールクラブ・だんじり太鼓）が実施されています。子どもが習いごとを披露するための場として、にじいろ“夢”コンサート（8月）とあおぞら祭り（11月）を開催しています。

<明確な方針と職員の高いモチベーション>

園長のリーダーシップのもとで明確な方針が出され、現場は副園長以下職員の裁量に任されていますが、朝会・昼会、ユニット会議、主任会議、コア会議、職場会議など各種の場で互いの意思疎通が図られています。職員研修の機会が多く、コモンセンス・ペアレンティング（CSP）の考え方が共通の軸として浸透しています。主任クラスによるスーパーバイズも行き届いていて、職員が同じ方向で養育・支援の実践することができています。さらなる小規模化が職員の能力アップを必要とする点をにらんで、事業計画に人材育成が大きく掲げられており、「あおぞらスタンダード」という標準マニュアルも作成中で、日常の詳細に至るまで養育の質を高める努力がなされています。また職場環境においては、ワークライフバランスが配慮され、職員のストレスチェックにも気を配られています。長期休暇や育児休暇が保証され働きやすい職場になっていることも職員のモチベーションアップにつながっています。

【改善が求められる点】

<子どもの権利に対するもう一段上の取組>

子どもの意見をよく聞き、子どもの最善の利益を考えつつできるだけ要望に応じていこうと真摯に取り組まれている姿勢は高く評価できます。しかしながら、権利ノートは入所時に説明されるだけでその後の実践に組み込まれていません。また子ども会がなく子どもが主体的に意見表明する場が整っていません。中学以上の子らで自己主張が強くなっているようです。これを自立のための自己決定力へとエンパワメントしていくための指導が求められます。すでに「暴言暴力ゼロ宣言」で子どもたちの参加を促す試みがなされていますので、その延長線でいま一步踏み込んだ取組が行われることを期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の受審にあたり、職員間で一つ一つ現状を確認し、強みや課題を共有できたことは何よりの財産となりました。

特に評価される点として、お茶会やクラブ活動などの取組みや、SVの体制、働きやすい環境などを高く評価していただき、「笑顔と笑い声のたえないおうちづくり」を目指してきた私たちにとって、大きな励みとなりました。

また、課題として挙げられた、子どもの権利に対する取組については、子どもたちが自らの権利について理解を深め、他者の尊重へと繋がるよう努力いたします。子どもたちが主体となって意見表明できる場としてユニット会議を定期的に行い、満足度を高め、自立への活力となるよう支援していきます。

今回いただいた新たな気付きや課題を活かし、今後も「あおぞら」が子どもたち、保護者、職員にとって安心で笑顔あふれる場所であるよう、より一層努力して参ります。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
	☐ 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人・施設内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○
	☐ 理念は、法人・施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人・施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	○
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
【コメント】		
「あおぞら」は平成20年に、当時としては先駆的な取組として家庭的養護を推進するモデルとして、岸和田学園から分離独立して誕生しました。法人の理念・基本方針の確たることは疑う余地がありません。さらに、前回の第三者評価受審において、その明文化が不十分であることの指摘を受け、「笑顔と笑い声のたえないおうちづくり」という、簡潔明瞭な理念に明文化されています。パンフレット、ホームページはじめカフェ等、施設内の掲出もされ、職員への周知は出来ています。一方、子ども・保護者へは入所時の説明後は周知の工夫が充分ではありません。「生活のしおり」の日常的な活用を図り、分かりやすく示されるなど工夫が求められます。		

2 経営状況の把握

（１）経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
	☐ 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、法人・施設が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
	☐ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	
【コメント】		
昨年通知された「新しい社会的養育ビジョン」では、施設養護から里親委託へと急速に舵を切る方針転換がなされました。児童養護施設の経営環境は大きな影響を避けられません。施設として、そうした政策の動向を見定め、適切に対応していくための問題分析が十分になされています。しかしながら、措置入所施設なので地域での入所ニーズ等の把握を主体的に行うことは困難です。		

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
	☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	☐
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	☐
【コメント】		
これまでの小規模ユニット・ケアの実践を経て、10年目の見直しを大きな課題とされています。さらなる小舎化、個室化など家庭的養護を一層進める観点から、次年度職員体制を変えることも検討されています。こうした内容は、理事会・施設長会議・施設内の主任会議等でその都度課題を取り上げ話し合われています。必要な事柄は施設内の職員会議で報告され、全体に周知されています。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果	
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	☐
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	☐
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	☐
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	☐
【コメント】		
「新しい社会的養育ビジョン」を受けて、平成29年11月に「あおぞら中長期計画」が策定されました。職員の連携、職員のレベルアップ、人材確保及びケアの専門性や養育・支援体制の充実にに向けた取組み等、具体的な内容が含まれています。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	☐ 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
	☐ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	☐
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	☐
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	☐
【コメント】		
今期中で中長期計画が改定されましたので、現在の平成29年度計画はこれを踏まえてはいません。子どもたちとの関係を再構築するための「つま先をきみに」や「暴言暴力ゼロ宣言」など具体的内容が盛り込まれています。また、平成28年度から継続して、養育・支援の標準化のために策定された支援マニュアル「あおぞらスタンダード」は職員間で認識され、日々の活動に活かされています。		

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	○
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。	○
【コメント】		
年度毎の計画作成には全職員が参加し、主に養育・支援についての職員間連携やチーム力の強化について実現可能な計画が策定されています。毎月の主任会議、コア会議で評価し、見直しがなされています。見直しのさらなる組織的・計画的な実施を期待します。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
	☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	☐ 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○
	☐ 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
【コメント】		
事業計画自体は公開されていませんが、普段の生活に関する「おおぞらスタンダード」の内容や、平成29年度の「つま先をきみに」の主旨などについて、必要に応じて家族にも伝えられています。事業計画への子どもや保護者等の主体的な参加を促すような、周知の取組を期待します。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	○
	☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。	○
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	○
【コメント】		
「おおぞら」では、社会福祉士・保育士・心理士・看護師・栄養士・調理師など、さまざまな視点を持った専門職がチームワークを活かして養育・支援に当たっています。共通の養育・支援プログラム「COMMON SENSE・ペアレンティング(CSP)」の実践についても定着し、日頃のきめ細かい相互確認を大切にして、養育・支援の向上に取り組んでいます。		

②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
	□評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
	□職員間で課題の共有化が図られている。	○
	□評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
	□評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○
	□改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	○
【コメント】		
前回の第三者評価の結果が詳細に分析検討され、個別課題ごとに短期に出来るもの、中長期に亘るものなどを明確にし、改善施策を定めて実行に移しています。主任クラスが分担して作業した経過が文書できちんと残されています。		

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
	□施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
	□施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	○
	□施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
	□平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○
【コメント】		
「あおぞら 職務分担表」にて、園長の役割り及び責任について明示され、職員に周知されています。また、不在時には副園長への権限委任を明確にされています。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	□施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	○
	□施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
	□施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
	□施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○
【コメント】		
園長は阪南福祉事業会の理事長でもあり、法人全体で法令遵守の徹底を図っておられます。あおぞら行動規範でも具体的に示されています。また、必要に応じ顧問弁護士の助言を受けられ、幅広い分野について法令の把握に努められています。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
	□施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
	□施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○
	□施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	○
【コメント】		
園長は阪南福祉事業会の経営全般のリーダーである傍ら、全国児童家庭支援センター協議会会長、大阪府社会福祉協議会児童施設部会長ほか、さまざまな役職を歴任される等、豊かな経験と大きな指導力を活かされ、あおぞらの運営においても職員からの信頼も厚く、卓越したリーダーシップを発揮されています。		
②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
	□施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
【コメント】		
園長・法人理事長として、常に経営の改善や業務の実効性の向上に向け、法人全体に共通する課題について如何に取り組むかを考えておられます。あおぞらにおいては人事、労務関係及び働きやすい職場の環境整備について等、副園長、主任、リーダーに委ねています。ここでは指導的役割より、現場主導での体制づくりとされています。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
	□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
	□養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
	□計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	○
	□法人・施設として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	○
	□各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	○
【コメント】		
法人施設として、あゆみの丘・岸和田学園・あおぞら、三園を統合して人材確保の体制を取っておられます。社会福祉士、保育士、看護師・・・等、有資格人材の採用が主となっていますが、福祉専門領域学校等からの実習希望も多く、比較的、柔軟に対応されています。あおぞらにおける人材育成に関する方針は、事業計画のなかに盛り込まれています。		

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
	☐ 法人・施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	☐
	☐ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	☐
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	☐
	☐ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	

【コメント】

「あおぞらの」人事管理は阪南福祉事業会の社会的養護施設三園を統括して行われています。職員の専門性、職務遂行能力や経験、実績に応じて、また本人の希望にも応じて配属されています。しかし、人事考課の数値化は難しく、明確な人事基準は職員に周知されていません。そのため、職員には急な異動や指示に困惑するという声もあるなど、規程の確立が課題となっています。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	☐
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	☐
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	☐
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような施設内の工夫をしている。	☐
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	☐
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	☐
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	☐
	☐ 人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	☐

【コメント】

主任による職員面接が定期的に行われ、職員の就業状況や意向の把握、ストレスについても打診されています。ワークライフバランスが考慮され、職員の長期休暇も保障されています。また、育児や介護などの家庭の事情にも配慮した取組があり、長く勤めて行ける環境が整えられています。事務棟1F、エントラスホームにはカフェ「てんとう虫」が設けられていて職員同士の気持ちをつなぐ場となっています。なにより、職員は成長する子どもたちの姿を見ることに喜び合い、評価の高い職場で働くことに誇りを感じています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	○
	☐ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	○
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	

【コメント】

主任による個別面接を実施して、職員の就業状況やストレスをチェックすると共に、個々の目標設定を行っている。養育・支援の基本としてコモンセンス・ペアレンティング(CSP)プログラムを全職員が実施しており、上司のスーパーバイズを受けて、援助技術の向上が図られています。しかしながら資質向上の数値目標化は難しく、期末における目標達成度評価は十分になされていません。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	○
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	○
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	○
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	○

【コメント】

毎月の職員会議では、倫理綱領が唱和され、養育・支援に携わるための「期待される職員像」の周知の徹底が図られています。また、コモンセンス・ペアレンティング(CSP)プログラムの効果的実践に向けて養育・支援の目標設定がされ、これに基づく研修計画が策定されています。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	○
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	○
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	○

【コメント】

全職員に共通の研修を行っている他に、朝会・昼会などの話しやすい場でのスーパーバイズが効果的に実施されています。また、職員の特性や職域に求められる外部研修を上司が指示して受講させるほか、本人が自主的に選択して研修に参加することを勧奨しています。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢を明文化している。	○
	☐ 実習生等の養育・支援の専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。	○
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	○
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	○
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【コメント】

多くの大学や専門学校から、毎年多数の実習生を受け入れています。各年度の事業計画には実習生の教育・育成方針が明文化されており、指導担当職員も学校との連携によって、高い指導力を発揮しています。実習期間中の、実習生の姿勢を評価して、これを学校側にもフィードバックし、実習取り組み姿勢の改善を学校からも促すよう要請して、より効果的な実習成果をめざしています。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者
評価結果

①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
	☐ ホームページ等の活用により、法人・施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
	☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	○
	☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	○
	☐ 法人・施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人・施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	○
	☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○

【コメント】

阪南福祉事業会として、法人運営の情報はホームページでも詳細に公表されています。加えて「あおぞら」のホームページでも第三者評価の受審状況をはじめ、苦情・相談、の体制や、これらに基づく改善・対応の状況について公表しています。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
	☐ 施設における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。	
	☐ 施設における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	☐ 施設における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。	○
	☐ 施設における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
	☐ 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。	○
	☐ 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○

【コメント】

施設運営における事務、経理、取引等については法人所管の社会的養護3施設を統合して管理され、必要な監査や指導を受けて実施されています。しかしながら、各園の職員には、それらのルールや職務分掌上の権限・責任が周知されているわけではありません。法人運営を、トップダウン方式から、職員個々の資質と意思の集積に裏付けられた規程に基づく運営方式に改めて行くことが求められます。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
	☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	☐ 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
	☐ 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	○
	☐ 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
	☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	○
【コメント】		
地域の行事や清掃活動へ、子どもたちは参加しており、法人が主催する夕涼み会など、イベントへの地域招待も行われています。これらを通じて、子どもたちの地域交流は一定水準を保たれていて、子どもが地域で育ち・育てられるという思いは感じ合っています。こうした実際の取組をまとめられ、子どもと地域との交流について基本的な考え方を文書にして、明示されることが求められます。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	○
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	○
	☐ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○
	☐ 学校教育への協力を行っている。	
【コメント】		
無償ボランティアの受入れに積極的ではありませんが、「ボランティア等」を狭く限定せず、「地域福祉の人材」と解釈したうえで、その受け入れや基本方針を明確にする必要があります。実際には、学習支援やクラブ活動の指導など、かなり高度な人材を有償で導入しており、養育・支援の質の向上に役立てています。マニュアルも整備されています。地域福祉の増進や社会性の広がりといった観点からも捉え直して、なお一層の取組を進めていけることを期待します。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
	☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
【コメント】		
子どもの養育・支援に資する社会資源のリスト化はできており、教育機関や補導連絡会議、その他、多くの関係機関・団体との連携を図って、共通課題の解決に向けた協議が行われています。小中学校とは、毎月1回連絡会を持っています。		

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	b
	☐ 施設のスペースを活用して地域住民との交流を意図した取組を行っている。	○
	☐ 施設の専門性や特性を活かし、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。	
	☐ 施設の専門性や特性を活かした相談支援事業、支援を必要とする地域住民のためのサークル活動等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。	
	☐ 災害時の地域における役割等について確認がなされている。	○
	☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。	○

【コメント】

夕涼み会、地域交流ホールの開放など、施設のスペースや職員を動員して地域住民との交流や地域文化の活性化に寄与していますが、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会を開催する等、参加を呼びかけての取組は出来ていません。今後の取組を期待します。

②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
	☐ 施設の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。	
	☐ 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○
	☐ 地域住民に対する相談事業を実施することなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
	☐ 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○
	☐ 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
	☐ 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	

【コメント】

地域の児童虐待防止ネットワーク部会や子育て支援協議会に参加して、具体的な福祉ニーズの把握に努めてはいますが、施設として公益的な事業・活動を展開してはしません。法人のなかに児童家庭支援センターがあり、住民の子育て相談などは専らそちらに委ねられています。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	☐ 理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	☐
	☐ 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	☐
	☐ 子どもを尊重した養育・支援実施に関する基本姿勢が、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映されている。	☐
	☐ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	☐
	☐ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	☐
【コメント】		
岸和田学園創設以来の理念・基本方針には子どもを中心に据えた養育・支援の姿勢が明示されています。また、倫理綱領が明文化されており、毎月の職員会議で唱和するほか、子どもの尊重や人権擁護の理念は研修を通じて徹底しています。職員の若返りもあって、養育・支援の技術継承に課題がありますが、子どもの「笑顔と笑い声のたえないおうちづくり」を目指した取組が志向されています。		
②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
	☐ 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	☐
	☐ 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	☐
	☐ 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、子どものプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。	☐
	☐ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	☐
	☐ 子どもや保護者等にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。	
	☐ 規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。	☐
【コメント】		
相部屋であっても個人用の机・収納を用意し、子どもは年齢に応じて固有のスペースを確保する事が出来ています。子どもが持つ固有の権利については入所時には権利ノートを使って説明をされていますが、その後の説明等が行われておらず、周知の取組が十分ではありません。		

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	☐ 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	○
	☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○
	☐ 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	○
	☐ 見学等の希望に対応している。	○
	☐ 子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○

【コメント】

ホームページで施設概要を公開し随時更新しています。パンフレットや入所のしおり（保護者版）を用いて施設での生活や入所の際に必要なもの、入所後の保護者と子どもとの関わり方（面会や外泊等）について説明されています。見学への要望にも対応されています。

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
	☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	○
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	○
	☐ 説明にあたっては、子どもや保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	○
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
	☐ 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○

【コメント】

入所時には、パンフレットや入所のしおりを用いて説明がされています。子ども用「せいかつのしおり」ではイラストを使ったりQ & A方式でより分かりやすい工夫がされています。個人情報の保護や医療面（予防接種など）については保護者からの同意をとられています。養育・支援期間中は、保護者の状況を配慮しながら、日々の生活のお知らせや広報誌「あおぞら」の送付を実施されています。

③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
	☐ 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	○
	☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	○
	☐ 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
	☐ 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	

【コメント】

状況に応じて地域の要保護児童対策協議会へ地域での見守り依頼をあうとともに、子どもや家族の様子を伝え、ネットワーク・体制の構築に努められています。卒園した子どもには、いつでも来られるよう（実家機能）口頭で伝えられていますが文書化がされていません。前回の第三者評価をうけて職員個人の力量に頼らない仕組みとして「あおぞらサポートセンター」をつくられましたが十分に機能していません。今後有効に利用されることが望まれます。

		第三者 評価結果
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
	☐ 子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	○
	☐ 子どものへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	○
	☐ 職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。	
	☐ 子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	
	☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
【コメント】		
生活アンケート、意見箱の設置、食事の嗜好調査が実施されています。さらに、子どもと担当者が親密にお話できる「お茶会」が頻繁に実施されており、子どもと向き合う姿勢が高く評価されます。しかしながら、子どもも中高生になると自我意識が芽生え、一部に不満層が出てきたりもしています。子ども会が組織されていません。子どもの要求を聞いて対処するだけでなく、子どもたちも参画して検討する場が求められます。		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
	☐ 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	○
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。	
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。	○
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、子どもや保護者等に必ずフィードバックしている。	○
	☐ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮したうえで、公表している。	○
	☐ 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○
【コメント】		
意見箱の設置や苦情担当者が設定されており、「苦情解決に至るまでの流れ」が作成されていて、苦情対応ファイルには苦情内容や解決結果が記録されています。子どもたちの一部で「意見箱ブーム」があったようです。一種のお遊びだったかもしれませんが、これを前向きにとらえて、今以上に「なんでもモノが言える」環境を創り、“やすらげるおうち”につなげていかれることを期待します。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
	☐ 子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
	☐ 子どもや保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○
【コメント】		
お茶会など、きめ細かい対応があり、多くの子供たちは担当の職員に拘わりなく話しかけることができる環境があります。職員は日々の教育・支援の実施においても、子どもが相談しやすく意見がのべやすいように「つま先をきみに」と心がけており、子どもと向き合う職員の姿勢は高く評価されます。相談の内容により、個別で話を聞くスペースもあります。しかしながら、話したがない子や、担当職員が変わった場合の関係再構築など、なお一層の細やかな配慮や多様な声掛けを期待します。		

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
	☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
	☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○

【コメント】

意見箱やお茶会などを通じて収集された子どもの意見は、毎日の朝会・昼会で取り上げられ、主任会議で提案もされ、職員会議で承認した回答を子どもに返すという仕組みが形成されています。このように施設としては真摯に対応しています。しかしながら、責任ある支援者としての判断が子どもたちに納得のいく回答にならないケースもあります。その際の説明の仕方など、きめ細かな工夫と定期的なマニュアルの見直しが望まれます。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
	☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
	☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	○
	☐ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
	☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
	☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
	☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	

【コメント】

月1回の職員会議において、「うれしわっは」と共にヒヤリハットの報告と改善策が職員に周知され報告書が作成されます。しかしながら、リスクマネジメント担当者が設置されていません。安全確保・事故防止の観点から、より組織的な体制構築が求められます。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
	☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	○
	☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
	☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。	○
	☐ 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	○
	☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	○

【コメント】

健康管理・感染予防マニュアルが策定されており、「緊急時の対応について」のあおぞら講座が実施されています。また感染症に罹った子どもを隔離できる部屋が用意されており、感染の拡散・予防策が講じられています。非常勤の嘱託医が配置されているほか、看護師が常勤配置されています。

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
	☐ 災害時の対応体制が決められている。	○
	☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、養育・支援を継続するために必要な対策を講じている。	○
	☐ 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○
	☐ 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	○
【コメント】		
消防計画書、地震時・火災時の行動対応マニュアル、災害・事故発生時緊急対応マニュアル、不審者侵入の際のマニュアルが作成されています。また、かもめ食堂において、2週間分の備蓄が準備・管理されています。しかしながら、子どもや職員の安否確認の方法の周知が行き届いていません。毎月実施していた避難訓練が最近滞っています。継続的な取組を求めます。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
	☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
	☐ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	○
	☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
	☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
【コメント】		
大阪府発行の「援助指針」をすべての職員に配布し、標準的な養育・支援の実施方法を周知しています。別途「あおぞらスタンダード」と名づけられたオリジナルの養育・支援の為のマニュアルを日常活用していることが確認できました。「あおぞらスタンダード」は職員も頼りにしており、付箋などでの書き込みも多く、日常的に活用されていることが窺えます。トップダウンではなく、養育・支援の現場実践に基づく方法を積み上げる形で活用されていることは大変評価できます。ただマニュアルの整理がいきとどいていない部分が見受けられ、実施状況を確認する仕組みまでには至っていない様ですので、今後の取組に期待します。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	○
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的の実施されている。	
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	○
	☐ 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○
【コメント】		
「あおぞらスタンダード」という実践マニュアルがありながら、定期的な見直しが実施されていない事は大変残念です。随時必要な時に見直しはしているようですが、定期的に見直すことの意義は、養育・支援の質に関する共通認識を育てる事につながることにあります。最低限の共通ルールという観点から、まずは現段階のスタンダードの整理をし、PDCAサイクルにより質に関する検討が組織として継続的に行われることが、質の向上にむけての、まさに「あおぞらスタンダード」となる近道です。定期的な見直しの取組を求めます。		

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	○
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	○
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズが明示されている。	○
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	○
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	○
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	○

【コメント】

児相からの情報や指針も踏まえて複数の職員がコア会議で話し合い、アセスメントシートと自立支援計画が策定されています。それらは子ども一人ひとりのファイルに綴じられて日常的に参照されています。その内容は、随時アセスメント会議で検討され更新もされています。ただ子ども一人ひとりの具体的なニーズは明示されていますが、それが子どもの意向を十分にふまえているかという点においては、職員の中には疑問を感じている者もいます。アセスメントは子供の身体状況や生活状況を把握するとともに、子供にどのような養育・支援上のニーズがあるかを明らかにする事も目的となるものです。日々のモニタリングとの照合を少し意識付けいただき、アセスメントに取り組む事を期待します。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	○

【コメント】

自立支援計画は年に1度の状況監査の時に、提出用に更新するという関わりなので年度途中の見直し時期の規定、仕組みがありません。ユニット会議で月2回見直す機会があるとの話も聞けましたが、組織全体でのシステムとは言えず改善が必要です。ただ随時とはいえユニット会議やアセスメント会議で養育・支援方針の見直しはされています。しかし自立支援計画への反映は形式的な手続きにとどまっています。組織全体のPDCAサイクルのなかに取り込むことが求められます。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
	☐ 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	☐
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	☐
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	☐
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	☐
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	☐
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	☐

【コメント】

今年度から導入された「Child Note」ソフトを活用して、統一した様式で養育・支援の実施状況が入力・管理出来ています。どの部署にいる職員も、子どもの記録が閲覧でき共有化が出来ます。ただ、様式は統一されているが導入して1年という事で、まだ書式などこれから調整する箇所はあるようです。職員が記録しやすく、情報が正確に伝わる仕組みが重要となり、今後の活用にも期待出来るシステムとして、大変評価できます。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
	☐ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	☐
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	☐
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	☐
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	☐
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	☐
	☐ 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。	☐

【コメント】

個人情報保護の観点から職場内研修を実施しており、記録も「Child Note」でしっかりパスワード管理されています。しかし個人情報の漏えいとしては子供同士の情報にも注意が必要であり、子供からは他者の情報を目や耳にする事もあるとの意見もあり、配慮に心掛ける事を期待します。そして子どもたちはプライバシー保護（他者の尊厳）と個人情報保護（安全管理）の区別がついていないように見受けられますので、子どもの理解を得る上で、学習の機会が必要かもしれません。

内容評価基準（41項目） A－1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
① A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。 ☐ 養育・支援の内容が子どもにとって最善の利益になっているかを、振り返り検証する機会が設けられている。 ☐ 子どもの養育や成長にとって何が最善なのかを、職員間において常に話し合える環境にある。 ☐ 職員が日々子どもとのやり取りを振り返り、必要に応じてスーパービジョンを受けられる環境が整っている。 ☐ 受容的・支持的なかかわりを基本としながらも、養育者として伝えるべきメッセージはきちんと伝えるなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの最善の利益を考慮し真摯に向き合っている。	a ○ ○ ○ ○
【コメント】	
基本方針として、岸和田学園由来の「なりたい自分になる」を目指す自立支援を基本に、「笑顔と笑い声のたえないおうちづくり」が謳われています。職員は朝会、昼会などで子どもの様子を確認し合うと共に、子どもが明るく・元氣よく暮らし、健全に成長して行けて、最終的には社会の中で「いきる力」を育めるよう、必要に応じスーパーバイズを受け、子どもの個性を大切に養育・支援に当たっています。	
② A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。 ☐ 子どもの発達段階等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。 ☐ 事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。 ☐ 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。 ☐ 事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	a ○ ○ ○ ○
【コメント】	
子どもの発達段階に応じてライフストーリーワーク（LSW）を実施して、出生や生い立ち、家族状況を知らせています。個々の反応にはLSWの実施によって、心理が揺れることもあり、子どもの気持ちを大切にしながら、心理担当及びケースワーカーも交え慎重に取り組んでいます。	
(2) 権利についての説明	
① A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。 ☐ 定期的に全体場で権利についての理解を深めるよう、子どもたちに説明している。 ☐ 権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、施設生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。 ☐ 年齢に配慮した説明を工夫している。（例えば高校生、中学生、小学生などに分けた説明の機会） ☐ 定期的に職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。 ☐ 子ども一人ひとりがかけがえない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないことまた、他人を傷つけたり脅かししたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	b ○ ○
【コメント】	
園から「子ども権利ノート」などで、「あなたの権利について分かりやすく教えてもらえましたか？」という、利用者アンケートによれば、在園機関3年以下の児童では「はい」が6割を占めています。しかし在園機関が延びるほど低下し、4～8年で40%、9年以上になると14%となっています。職員各位の確認でも、入所時の説明に留まっているようです。子どもが自身の権利に目覚め、他者を尊重することは、対人関係を豊かにして、社会性を育む第一歩となるので、継続的な取組が求められます。	

(3) 他者の尊重

①	A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
	☐ 基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもとが個別にふれあう時間を確保している。	☐
	☐ 喧嘩など子ども間でトラブルが生じた場合、相手の人格を尊重しながら、基本的には子ども同士で関係を修復できるよう支援をしている。	☐
	☐ 日々の生活や行事等で、子どもが協働して行う場面では、助け合い、認め合い、協力し合い、感謝し合う態度を促進するよう支援している。	☐
	☐ 年下の子どもや障がいのある子どもなど弱い立場にある仲間に対しては、思いやりの心をもって接するように支援している。	☐

【コメント】

子どもの個性を重んじ、大切にされているのが施設見学や職員の子どもの接する姿勢から感じられます。子どもとの関わりも、夕食後の「お茶会」が子どもと職員のコミュニケーションの場となっています。また、日常の喧嘩や小競り合いには、職員は出来るだけ関わらず、子どもたちの間で収まるまで見守って、子どもが自身も他者も大切にし、思いやりをもって接し合うように支援しています。このように、場合に応じた静かな支援が、子ども同士の成長に繋がっています。

(4) 被措置児童等虐待対応

①	A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
	☐ 「就業規則」等の規程に体罰等の禁止を明記しており、規程に基づいて厳正に処分などを行う仕組みが行われている。	☐
	☐ 被措置児童等虐待防止ガイドラインに示されているような具体的な例を示して、日常的な会議や研修会等で体罰等を禁止している。	☐
	☐ 被措置児童等への虐待行為や不適切対応があった場合、主管行政窓口や児童相談所等に報告するとともに第三者委員等も入れて適切な調査をし、対処することが出来ている。	☐

【コメント】

体罰や虐待などについて、万一、発生した場合の対応マニュアルが整備されています。職員会議では倫理綱領が唱和され、子どもの権利擁護の理念に基づく養育・支援が徹底しています。体罰・虐待防止の内部研修会には全員が参加し、就業規則にも禁止行為を明示されています。

②	A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
	☐ 不適切なかかわりがあった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うような仕組みがつけられている。	☐
	☐ 不適切なかかわりを発見した場合には、記録し、必ず施設長等に報告することが明文化されている。	☐
	☐ 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。	☐
	☐ 不適切なかかわりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。	☐
	☐ 不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。	☐
	☐ 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けている。	

【コメント】

児童憲章や倫理綱領に謳われた、子どもの人権擁護の姿勢について、職員会議で繰り返し周知が図られています。その上で、各ユニットごとの朝会・昼会で職員間のコミュニケーションが交わされ、特定の職員に課題が固着することを避け、不適切な関わりの発生を抑止しています。

③	A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
	☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について、対応マニュアルが整備され、かつ日常的に活用できるようにしている。	○
	☐ 被措置児童等虐待の届出・通告があった場合に、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	○
	☐ 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができている。	○
	☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明しているとともに、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	

【コメント】

被措置児童等虐待の届出・通告制度については対応マニュアルも整備され、届出者・通告者が不利益を受けることなく対応できる体制が整っています。しかしながら、子どもに通告制度の紹介は来ていません。子どもが所持している「権利ノート」には自治体への苦情処理申し立てのハガキが添付されています。適切な使い方について第三者の意見を聞くなどして、説明の機会を持たれることを期待します。

(5) 思想や信教の自由の保障

①	A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
	☐ 子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮し保障している。	○
	☐ 施設において子どもの思想や信教の自由を保障しようと努めているが十分ではない。	○
	☐ 保護者等の思想・信教によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。	○

【コメント】

当法人は、特定の宗教に関連していないため、問題となるような制限は何もありません。子ども、保護者には、各々の思想・信教の自由は保障されています。

(6) こどもの意向や主体性への配慮

①	A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
	☐ 入所した時、温かく迎える準備をしているなど様々な工夫を凝らし、受け入れについて施設全体で行っている。	○
	☐ 被虐待体験だけでなく、子どもの分離体験に関して施設側が理解し、配慮している。	○
	☐ 分離体験からの回復に関する課題への具体的な取組を行っている。	○
	☐ 入所の相談から施設での生活が始まるまで、子どもや保護者等への対応についての手順を定めており、定期的に見直しを行い、実践している。	○

【コメント】

入所に際しては、それまでの生活情報を可能な限り収集し、アセスメントに努めています。入所前の面談や施設紹介を丁寧に実施され、子どもの不安を取り除くため、生活のしおりを用いて、子どもに寄り添った対応に努められています。また、分離体験からの回復などで必要な場合には、施設内の心理療法が適切に行われています。

②	A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
	☐ 生活改善に向けての取組を職員と子どもが共に考え、実施している。	☐
	☐ 生活日課や生活プログラムは子どもとの話し合いを通じて策定している。	☐
	☐ 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	

【コメント】

子ども会の設定はありませんが、お茶会の取組があります。お茶会では子どもと職員が自由に話せる機会となっています。主として楽しい事や面白い事などが話題となっているようです。困りごとや悩み事の相談には、改めて場を設けられています。今後は子どもたちが主体となって集える「子ども会」の設置を期待します。

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活

①	A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
	☐ 一人ひとりの子どもの趣味や興味、生活文化にあった生活になるように子どもの意見を反映させ、適宜変更している。	☐
	☐ 図書、雑誌、新聞等、またテレビ、ビデオ、オーディオ等が、子どもの健全な発達に考慮したうえで、自由に使用できる。また、ゲームの適切な使用の配慮がされている。	☐
	☐ 子どもが主体的に生活に関わることができるよう工夫がされている。	☐
	☐ 活動に対して自発的な参加を促すよう支援している。	☐
	☐ 行事等の参画について、子ども一人ひとりの選択を尊重している。	☐
	☐ 子どもが地域の活動等に参加することを望む場合、可能な限りそれに応えている。	☐

【コメント】

子どものやりたいことを支援するという基本方針が「あおぞら・せいかつのしおり」に明記されていて、子どもに周知されています。クラブ活動や習いごとのメニューが豊富に用意されていて、子どもたちの自主的な参加を促しています。

②	A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
	☐ 小遣い帳や通帳を使って、限られたお金を計画的に使用する、金銭の自己管理ができるよう支援している。	☐
	☐ 大人と一緒に買物に行ったり、一人で買物をさせるなど物の値段の相場や、金銭感覚が身につくよう支援している。	☐
	☐ 自立を控えた子どもなど、必要な子どもに対し、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施している。	
	☐ 児童手当等について、子どもの目的にあわせ適切に使用または貯蓄をしている。	☐

【コメント】

金銭については、幼児・小学生は職員が管理し、中・高生は自主管理とされています。金額も年齢（幼・小・中・高）に応じて分けられていて、使い道は個々の思いを大切にしながら、無駄遣いにならないよう助言されています。高校生にはアルバイトも認め、社会との関わりの経験を通して、金銭の自主管理を促しています。小さい子どもたちの買い物には職員が同行して、お金の使い方や大切にすることなど体験させながら支援しています。しかしながら、自立を控えた子どもに、一定の生活費を設定して生活することを学ぶプログラムは行われていません。

(8) 継続性とアフターケア

①	A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	b
	☐ 家庭復帰にあたって復帰後の生活を検討している。	○
	☐ 家庭復帰後の子どもや家族の状況把握や支援方法など関係機関との役割を明確にしている。	○
	☐ 家庭復帰相談を受けることを本人、保護者等に伝えている。	○
	☐ 家庭復帰後の子どもや保護者等の状況の把握に努め記録を整備している。	

【コメント】

家庭復帰に当っては、保護者からの相談や問い合わせがあった場合に関係機関とも慎重な協議を行って、可能な限り丁寧に対応されています。しかしながら復帰後の対応については受動的な立場にあり、全ての情報を得るのは難しく、本人の主体性を大切にしています。

②	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
	☐ 高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもなどについて措置継続を行い、自立に向けた支援を行っている。	○
	☐ 措置延長の期間は、就労支援や就労生活を支援するなど、自立への道筋をつけていく取組を行っている。	○
	☐ 高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	○

【コメント】

専門学校や大学への進学を目指す子どもについては、措置継続・延長の取組を積極的に実施して自立への支援を行っています。高校進学又は中退の子どもたちへは、これからの自立のため、園としても出来る限り応援して、本人の気持ちを喚起しています。

③	A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
	☐ 子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	○
	☐ 退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	○
	☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	
	☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	○
	☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	○
	☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	○

【コメント】

毎年、定期に催される夕涼み会には多数の卒園者も参加し、職員や入所児童との交流の場となっています。卒園者は社会で様々なトラブルや被害に直面することも多く、そうした場合は警察等第三者からの連絡もありますが、専ら入所時の担当職員が丁寧にフォローしています。しかしながら、担当職員の退職もあることなので、今後はアフターケアを組織的に取組む仕組みを構築することが求められます。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
	☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	○
	☐ 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	○
	☐ 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	○
	☐ 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	○
	☐ 子ども達に職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	○
【コメント】		
職員は、子ども一人ひとりの生育歴を把握した上で、コモンセンス・ペアレンティング（CSP）に代表される援助技術をベースに、子どもたちの養育・支援に向き合っています。ことに、あおぞらでは昨年4月に職員が大きく交代したなかで、「つま先をきみに」のキャンペーンを推進しているところです。利用者調査では「職員があなたの気持ちを大切にしながら対応してくれていると思いますか」の問に対し、半数近くの子どもの肯定していて、職員に対する信頼の醸成が窺えます。しかしながら、否定的な子どもまだ2割いるので、引き続き努力が必要と思われます。		
②	A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
	☐ 子ども一人ひとりの基本的欲求を把握している。	○
	☐ 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	○
	☐ 高齢児の日課は、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	○
	☐ 子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	○
	☐ 基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。	○
②	☐ 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	○
【コメント】		
子どもと個別の時間を過ごすお茶会を通じて、子どもの欲求は把握されています。門限に対して、中高生になれば友達とのつながりや部活、アルバイト等に配慮した柔軟な対応が図られています。中学生のケイタイ所持の問題についても、逃げずに対処法を考えていこうとしている姿勢が評価できます。		

③	A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
	☐ 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	☐
	☐ 職員は必要以上の指示や制止をしていない。	☐
	☐ 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	☐
	☐ つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	☐
	☐ 朝・夕の忙しい時間帯にも、職員が子どもを十分に掌握、援助できるように、職員の配置に配慮している。	☐

【コメント】

職員は、必要以上の指示や制止を控えて、子どもがもつ力を引き出す養育・支援に努めています。朝夕の、密な支援体制を実現するために、断続勤務の体制をとって対応しています。利用者調査の子どもの意見で、「話は聞いてくれる」という声が多く出ています。

④	A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
	☐ 施設内での保育が、年齢や発育状況に応じたプログラムの下、実施されている。	☐
	☐ 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握できている。必要性があれば可能な限りニーズに応えている。	☐
	☐ 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	☐
	☐ 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができている。	☐
	☐ 子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	☐
	☐ 幼稚園に就園させている。	☐
	☐ 子どもの学びや遊びを保障するための、資源(ボランティア等)が十分に活用されている。	☐

【コメント】

幼児・低学年は中庭で自転車を乗り回したりして自由に遊んでいます。多彩なクラブ活動プログラムがあり、小学生は進んでいろいろな活動に参加しています。学習指導については、公文教室を園内で実施しているほか、小学生に宿題を見してくれる先生を配置しています。また中学生以上の学習支援として、必要に応じて塾に通うことができます。

⑤	A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
	□職員の指示や声かけが適切で、施設全体が穏やかな雰囲気の中で秩序ある生活が営まれている。	○
	□普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。	○
	□施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援している。	○
	□見やすくわかりやすい掲示物など、子どもが社会生活を営む上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	○
	□地域社会への積極的参加を図る等、社会的ルールを習得する機会を設けている。	○

【コメント】

「せいかつのしおり」のなかに集団生活の規範ルールが定められ、わかりやすく説明されています。日常的には、小規模ユニットに分かれたグループごとに、身近に大人がいて指示や声掛けができる環境にあり、抑えつけるばかりではない丁寧な指導が心掛けられています。そのうえ、見やすいポスターを掲示して様々な社会規範や知識を習得できるよう、工夫が凝らされています。

(2) 食生活

①	A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
	□食事の時間が適切で、食事を通して生活のリズムが形成されている。	○
	□無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	○
	□食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれている。	○
	□食事の時間が、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	○
	□陶器の食器等を使用したり、盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事をおいしく食べられるように工夫している。	○
	□クラブ活動等子どもの事情に応じて、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	○
	□施設外での食事、来客を迎えての食事など、食事を楽しむ多様な機会を設けている。	○

【コメント】

あおぞらでは、充実した調理場に4名の調理士が務めています。調理場では半調理にとどめ、ユニットごとに温かい食事が提供できるようにしています。各ユニットでは年頃の近い友達とおしゃべりしながら楽しく団らんができています。職員も同席して会話に加わり楽しみながら食事しています。こうした家庭的雰囲気が良かったのか、利用者調査では在園3年未満の比較的新しく入った子の満足度が高くなっています。

②	A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
	☐ 配慮のこもった献立であるとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量を満たした食事を提供している。	☐
	☐ 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	☐
	☐ 子どもの年齢、障害や疾病、食物アレルギーなど子どもの心身の状況、また体調など日々の健康状態に応じ、それらに配慮した食事を提供している。	☐
	☐ 少数の子どもを対象として家庭的な環境の下で調理するときであっても、配慮のこもった献立であり栄養面も勘案されるよう、献立について振り返る機会がある。	☐

【コメント】

栄養士が、子どもの栄養摂取量に配慮しながら献立を決め、食材を発注しています。残食は毎日厨房に戻され、計量し記録がされています。こどもの嗜好調査が詳細に実施されており、献立に反映されています。なま物の提供はできませんが、例えば、スポーツ大会で好成績を収めた際の帰路に、普段食せない寿司などを楽しむこともあります。地域小規模園では、職員が子どもたちと共に買い物をして、食事をつくる取組を行っていますが、栄養面での配慮については、適宜に栄養士に相談しています。

③	A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
	☐ 食習慣の習得を、無理なく楽しみながら身につけられるよう工夫している。	☐
	☐ 日々提供される食事について献立の提示等食に関する情報提供等を行っている。	☐
	☐ 食品分類やおやつの摂り方等、栄養についての正しい知識を教えている。	☐
	☐ 偏食の指導を適切に行っている。	☐
	☐ 郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにしている。	☐
	☐ 買い物を手伝って材料の選び方を知る機会を設けている。	
	☐ 箸、ナイフ・フォーク等食器の使い方や食事のマナーが習得できるよう支援している。	
	☐ 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつを作る機会を設けている。	☐
	☐ テーブル拭き、食器洗い、食器消毒、残飯処理など食後の後片づけの習慣が習得できるよう支援している。	☐

【コメント】

献立に関する情報、食材の豆知識、伝統行事料理の知識に触れ、食文化を育むことができるように、美しく見やすいポスターが掲示されています。食事やおやつ作りに参加する機会もあり、基礎的な調理技術を習得する事が出来ます。一部の地域小規模園を除いて、食材調達の買い物を手伝って材料知識を得る機会はありません。食事の準備、片付けの習慣は身につけていますが、年少児については、お箸の持ち方などの習得がやや遅れている児童が見受けられます。食材をスーパーで購入する機会などは少なく、今後はユニット単位で取り入れていきたいと考えています。

(3) 衣生活

①	A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	☐ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	☐
	☐ 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	☐
	☐ 靴についても清潔で体にあったものが提供され、汚れや水濡れにも適切に対応している。	☐
	☐ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	☐
	☐ 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。	☐
	☐ 衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。	☐
	☐ 発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	☐

【コメント】

訪問調査観察において、子どもたちの着用する衣服は極めて適切で、それぞれの個性が表出されています。年間衣服費が設定されており、担当職員の支援を受けて、子どもが好みの衣服を購入できるようになっています。子どもの身なりには職員が目配り、着古している場合などは声かけをして着替えを促すこともあるそうです。所持衣類の洗濯や管理は、中学生以上には基本的に児童本人に任せており、幼児については職員が子どもの見えるところで行うよう配慮しています。

(4) 住生活

①	A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
	☐ 庭がきれいに清掃され、樹木や草花の植栽にも配慮がされている。	☐
	☐ 室内は明るく、花や絵画が飾られるなど、温かみのある環境になっている。	☐
	☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	☐
	☐ トイレ、洗面所等は性別や年齢に応じて使いやすいように配慮している。	☐
	☐ 必要に応じて、冷暖房設備を整備している。	☐
	☐ 設備や家具什器について、汚れていたり壊れていたりしていない。破損箇所については必要な修繕を迅速に行っている。	☐
	☐ 発達段階や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	☐

【コメント】

あおぞらは10年前に当時としては先駆的に、小規模ユニット型の園舎を設営しましたが、その際には未だ前例の少ない小舎制についての研究から始まりました。養育・支援の基本を見直すうえで、居住環境の重要性にも着眼し、専門家の参加も得て試行錯誤を繰り返して完成しています。そこには、年齢各層に応じた細やかな配慮が施され、その後の小舎制園舎のモデルとなりました。さらに平成28年には、ユニット定員数を減少し、この時に浴室を改造して2つのユニットバスとし、グループ入浴から個浴に変更しました。これによって、より家庭的な入浴スタイルとするとともに、性的問題の発生を回避することができています。

②	A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
	☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	☐
	☐ リビングや居室は子どもが安心していられる場所になるような配慮がされている。	☐
	☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	☐
	☐ 年少児の居室は、職員の目の届きやすいところに配置している。	☐

【コメント】

居室は基本的に個室であり、一部居室は可動式の間仕切りや家具により個別の空間をつくることできるようになっています。キッチンから、職員がリビング全体が見渡せるようになっており、安心・安全な生活の場となっています。

(5) 健康と安全

①	A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
	☐ 常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄、生理等の状況を職員がきちんと把握している。	☐
	☐ 手洗いやうがいの習慣が身に付くよう支援している。年少児については排泄後の始末や入浴の介助をしている。	☐
	☐ 洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、つめ切り、耳そうじ等身だしなみについて、発達に応じて自力行えるよう支援している。また必要に応じて入浴やシャワーが利用できるなどの配慮がされている。	☐
	☐ 定期的に理美容をしている。	☐
	☐ 寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、衛生管理ができるよう支援している。また夜尿のある子どもについては、子どもの自尊心に配慮しながら支援している。	☐
	☐ 施設内外における危険箇所等を把握し、子どもの発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。	☐
	☐ 子どもの交通事故を防止するため、交通ルール等について日頃から子どもに教えている。	☐

【コメント】

幼児棟では、排泄・夜尿・検温を毎日チェックしています。女子棟では、生理についてのチェックのほか、毎週日曜に爪のチェックをするなど、こどもの健康状態や理美容に配慮しています。ユニット内での調理について、包丁の使用をなるべく抑える目的もあって、食材の細断作業は厨房で行っていますが、キッチン内の危険物は完全にくすことはできません。そうした課題についても、単純に危険物を除去するのではなく、子どもの発達段階に応じ、子どもが自分の身を守ることを学ぶよう支援をしています。

②	A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
	☐ 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	☐
	☐ あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしている。	☐
	☐ 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	☐
	☐ 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	☐
	☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	☐

【コメント】

子どもの健康状態や発達状態は、定期的な診断と管理が行われています。非常勤医師の配置があるほか、医療機関との適切な連携も図られています。看護師が通院等の情報を一括把握し、担当職員に適切な助言を行っています。地域の医療機関とも良好な関係が作れていることで、必要に応じて個別に対応し、子どもの健康維持に努めています。

(6) 性に関する教育

①	A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
	☐ 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。	☐
	☐ 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	☐
	☐ 性についての正しい知識、関心を持てるよう、年齢・発達段階に応じたカリキュラムを用意し、支援している。	☐
	☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。	☐

【コメント】

プライベートゾーン（下着で隠れる所）に触れることはダメなことや、知らない人から声をかけられたら逃げる等、共通した声かけに加え、思春期の子どもは個別に職員と一緒に外部の勉強会に参加することもあります。訳あって一部に性に関する職員チームがありますが、施設全体の取組にはなっていません。子どもたちへの性教育カリキュラムを整えて実施することが求められます。

(7) 自己領域の確保

①	A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
	☐ 子どもが小さい頃から、自他の境界線がわかるような支援方法を心がけている。	☐
	☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	☐
	☐ 個人の所有物が保管できるよう個々にロッカー、タンス等を整備している。	☐
	☐ 紛失防止のためにも、個々の子どもたちに片付け方を教えている。	☐
	☐ 個人所有の物は、でき得る限り子どもの好みを尊重している。	☐
	☐ まだ字が読めない子どもに対しては、イラストマークを使用するなどして、所有物がわかる工夫をしている。記名やマークは、でき得る限り子どもからの許可を得、子どもが恥ずかしがらなくとも済むような場所に留める。	☐

【コメント】

食器類の個人所有化はできていませんが、衣類、日用品などは個人所有としています。個人の居住空間は収納スペースを含めて独立していて、自分の空間と他の場所との境界意識は進んでいます。また例えば、下着類にあからさまに名前を記すなど、子どもの自尊心を傷つけるような識別方法はとっていません。

②	A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
	☐ 子ども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集、整理に努めている。	○
	☐ 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返ることができ、子どもの生い立ちの整理につながっている。	○
	☐ 可能な子どもとは共に、成長の記録（アルバム等）を整理している。	
	☐ アルバム等は年齢や状況に応じて個人が保管し、子どもがいつでも見ることができる。	○
	☐ 子どもが施設を退所する時に、成長記録（アルバム等）が手渡されている。	○

【コメント】

アルバムは、子どもが自分で保管しており、いつでも見て楽しむことができます。しかしながら、写真の整理作業は職員が行っており、量が多いためなかなか作業が追いつかない状況です。遅れをなくすという意味だけではなく、子どもと一緒に思い出を確かめながらアルバムを整理することを期待します。

（８） 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
	☐ 施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。	○
	☐ 施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の影響を施設全体で立て直そうと努力している。	○
	☐ 不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	○
	☐ くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	○

【コメント】

子どもどうしで、いじめはありませんが、けんかはしょっちゅうあります。毎日の朝・昼の申し送り時に『問題行動検討シート』を用いて問題を共有し、暴言暴力・不適切対応について話し合っています。必要に応じて担当以外の職員も介入し、問題解決にあたっています。

②	A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
	☐ 人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示し、子どもへ説明をしている。	○
	☐ 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。	○
	☐ 生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	○
	☐ 課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	○
	☐ 大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっていく。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	○

【コメント】

あおぞらでは10年前の創設時にも『暴言暴力ゼロ宣言』を掲げて“笑顔と笑い声がたえないおうちづくり”をめざしましたが、近年この信念にややゆるみが生じたとの認識にたつて、この度、全児童の話し合い（ワークショップ）の中から、新たな『暴言暴力ゼロ宣言』を復活して、子どもの意見を盛り込んだ手書きのポスター作りを完成させました。園長は各ユニットを回って、完成したポスターを提示して子どもたちと誓いを新たにしたところです。

③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
	☐ 強引な引取りのための対応について職員に周知徹底している。	☐
	☐ 引取りの可否等について、児童相談所との連絡を適宜行い、判断が不統一にならないようにしている。	☐
	☐ 緊急時には協力を依頼できるよう、警察との連携を図っている。	☐
	☐ 強引な引取りが考えられる場合、他の子どもへの安全についても配慮がされている。	☐

【コメント】

園としては、児童相談所との連携や、必要な場合は警察とも連携して、子どもの安全を第一とした対応を務めています。ただ園として反対したにも関わらず、医師の診断結果に基づいて児童相談所が判断し、引き取りが認められた結果、悲惨な結末を招いてしまった事案がありました。児童養護施設としての対応の限界と制度の不備が指摘されるところです。

(9) 心理的ケア

①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
	☐ 心理的な支援を必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	☐
	☐ 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	☐
	☐ 心理的なケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	☐
	☐ 必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。	☐
	☐ 心理的支援を行うことができる有資格者を配置し、心理療法室を設置している。	☐
	☐ 児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	☐

【コメント】

心理士2名体制で、心理的ケアが必要な子ども14名にセラピーを実施しており、効果をあげています。しかしながら保護者への対応は、専ら担当職員が対応しており、家庭支援相談機能の体制は十分ではありません。

(10) 学習・進学支援、進路支援等

①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	☐
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	☐
	☐ 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	☐
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	☐
	☐ 障害を持つ子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	☐

【コメント】

小規模ユニット型園であって、身近な担当職員によって、宿題の提出状況等の日常的支援は行き届いています。その上で、公文教室が園内で行われ、子どもの成長段階にあった学習指導が行われています。中学以上の児童にあっては、必要に応じて外部の学習塾を利用させる取組もあり、個別の学習支援は行き届いています。

②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	☐ 早い時期から進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	○
	☐ 進路選択に当たって、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	○
	☐ 奨学金など進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報等も提供している。	○
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	○
	☐ 中卒児・高校中退児に対して、就労させながら施設入所を継続することで十分な社会経験を積めるよう支援している。	
	☐ 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて努力をしている。	○

【コメント】

進路の決定については、児童本人の意向を十分に聴き取り、子ども家庭センターや保護者との協議を踏まえて行っています。しかしながら、子どもアンケートでは、「職員は自分の進路をととても気にかけてくれていますか」の問い、中学生以上の男子児童にこれを否定する回答が多く見られます。こうした意見が、直ちに最善の利益に叶った自己決定の支援を否定するものではありませんが、取組の成果についての、現状把握の必要があるようです。現在のところ、中卒児・高校中退児に対して、就労させながら措置延長により社会経験を積めるよう支援する取組は行っていません。

③	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
	☐ 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。	○
	☐ 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。	○
	☐ 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	○
	☐ 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	○
	☐ アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	○

【コメント】

高校生以上の児童については、学業成績や登校状況による制限付きでアルバイトを許可・推奨し、社会経験の機会の拡大に取り組んでいます。習いごとからアルバイトへとステップアップするような支援団体の企画に、高校生を派遣する試みも実施しています。

(11) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
	☐ 施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	○
	☐ 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	○
	☐ 面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	○
	☐ 外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	○
	☐ 子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	○

【コメント】

園では家族との面会を実施するほか、外出時には職員が直接に家族と情報交換をしています。場合によっては、家族から子育てや関わり方についての助言を求められることもあり、必要に応じて対応しています。施設行事や学校行事の案内を送付し、保護者の参加を呼びかけ、多様な機会づくりを進めています。

(12) 親子関係の再構築支援

①	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
	☐ 家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	○
	☐ 面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	○
	☐ 児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	○

【コメント】

養育・支援の対象児童の家族は、複雑で重層的な課題を抱えていることが多く、親子関係の再構築には家族への支援が欠かせなくなっています。親子関係の再構築については、措置機関と連携しながら取り組んでいます。家庭支援相談員の役割は明確ではありませんが、主任やケアワーカーが中心となって、面会や外泊を支援して助言に努めています。園には親子療法室の設置があり、活用されています。

(13) スーパービジョン体制

①	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a
	☐ スーパーバイザーを配置し、いつでも相談できる体制を確立している。	○
	☐ 職員に対するスーパービジョンを定例的に行い、職員がひとりで問題を抱え込まないように、スーパーバイザーなどを通じて、組織としての働きかけをしている。	○
	☐ スーパーバイザー以外にも職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが支援技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させるような取組をしている。	○
	☐ スーパーバイザーは、職員からの信頼が得られるよう、研修に参加するなど質の向上に努めている。	○
	☐ 国が定める基幹的職員を設置している。	○

【コメント】

ユニットごとに主任がスーパーバイザーの役割を担っています。主任は月に1回面談を実施して、職員の働き方について注意を払い、ヒヤリングを通じて公私ともにストレスチェックを心がけています。外部講習で得たノウハウで、主任はその役割をよくこなしています。主任自身が現場で助言が必要となった場合には、園長、副園長にそれを求めることにより、対応できています。昨年職員が大きく入れ替わりましたが、日常業務や朝会・昼会などの機会を通じてグループスーパーバイズもなされており、これまでの姿勢やノウハウの継承はしっかりできています。